

清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年清水町条例第31号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、町の執行機関が次項の規定による利用<u>特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用して行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、町の執行機関が次項の規定により<u>法別表第2の第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う<u>同表の第2欄</u>に掲げる事務とする。 2 町の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。